

水産業元気アップ支援事業補助金

☎ 0479-44-1966 水産・地域整備課

水産業の活力の増進と持続的な発展を図るため、意欲ある漁業者や水産加工業者などの、新たな商品開発・販路開拓などの取り組みを支援します。

こんな事業を支援

- ◇漁業生産
活魚出荷に関わる設備などの導入
- ◇水産加工品生産
地元水産物を活用した新たな加工品開発や商品化の取り組み
- ◇流通販売
産地直送や新たな販売先の開拓
- ◇地域活性化
他業種と連携した地産地消や観光漁業の取り組み

全自動魚釣り機での水揚げ

対象＝市内に住所または事業所があり、市税などの滞納がなく、次のいずれかに該当する方

- 漁業協同組合
- 漁業協同組合の組合員である漁業者
- 水産加工業協同組合
- 水産加工業者

補助金額＝補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)

※漁業協同組合・水産加工業協同組合の事業は上限100万円

提出書類＝交付申請書、事業計画書、団体などの概要書

申請期限＝5月12日(金)



詳しくはコチラ

この事業に補助金が活用されました!

- 高鮮度自家出荷によるブランド化、商品ラベルの作成
- 全自動魚釣り機導入による揚縄作業の省力化、漁獲物のストレス軽減
- 新商品開発、リーフレットやパッケージデザインの作成
- ホームページのリニューアル、ふるさと納税返礼品メニュー化

地震への備え、大丈夫?

木造住宅の耐震化を進めましょう!

☎ 0299-95-6595 住宅政策課

建築基準法が大きく改正された1981年以前に建てられた住宅は、新耐震基準のもとで建てられた住宅に比べ、耐震性能が大きく異なる場合があります。
お住まいに十分な耐震性能があるか、一度診断してみましょう。

1 まずは無料の耐震診断を 木造住宅耐震診断士派遣事業

茨城県知事の認定を受けた木造住宅耐震診断士が耐震診断をします。
※建築当時の耐震性能を診断するもので、震災での被害程度を判断するものではありません

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 所有者が居住している
 - 着工が1981年5月31日以前(丸太組工法・プレハブ工法は除く)
 - 平屋建てまたは2階建てで、延床面積が30㎡以上
 - 所有者とその世帯全員に市税の滞納がない
- ※り災証明で、半壊以上と判定された住宅を除く

持参物

- 申込書
 - 建築確認済証など(建築年が分かるもの)の写し
 - 登記事項証明書など(所有者が分かるもの)の写し
 - 印鑑(朱肉を使うもの)
 - 委任状(家族以外の方が申請する場合)
- ※申込書は問合先や市ホームページで入手可能
- 申込期限＝9月29日(金)
- ※予算の上限に達した場合終了



2 耐震診断の後は耐震改修へ 木造住宅耐震改修促進事業

個人が契約し、耐震補強設計・耐震補強工事・耐震建替工事をする場合、費用の一部を補助します。
必ず耐震補強などを実施する前に申し込みをしてください。

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 木造住宅耐震診断士派遣事業の対象要件に加え、耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定された住宅
- 2024年1月31日までに工事などが完了すること

	補助額	申込期限
耐震補強設計	費用の2分の1 (限度額15万円)	10月31日(火)
耐震補強工事	費用の2分の1 (限度額45万円)	
耐震建替工事	一律60万円	8月31日(木)

※予算の上限に達した場合終了

持参物＝「耐震診断士派遣事業」の持参物に加え、次の書類が必要です

- 交付申請書
 - 耐震診断結果報告書の写し
 - 見積書(工事費用が分かるもの)の写し
 - 住宅の位置図・配置図・現況写真
- ※交付申請書は問合先や市ホームページで入手可能



茨城県でも耐震化全般についての相談を受け付けています。茨城県建築指導課☎029-301-4716